

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

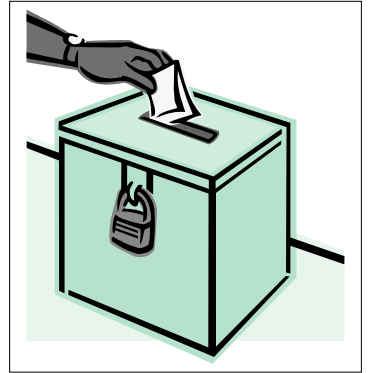
選挙人名簿の登載申請をお忘れなく！

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに、毎年1月1日現在で作成します。この名簿は、毎年、3月31日に確定し、翌年の3月30日までに行われる農業委員会選挙に使用されます。

登載申請書は、平成23年の名簿に登載されている経営主の方に送付いたします。（12月末頃にお送りいたします。）お手元に届いた方は、登載申請書に必要な事項を記入し、締切りまでに、農業委員会まで返送してください。

ご不明点等は、下記までお願いいたします。

締切り 平成24年1月10日（火）



問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636

農業者年金に加入しませんか？

～農業者のための年金を活用しませんか？～

国民年金の第1号被保険者（納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、どなたでも農業者年金に加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者の方も加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

★ 農業者年金の5つのメリット ★

① 少子高齢化時代に強い、積み立て方式で安定した年金です。

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。

② 80歳まで保証付きの終身年金です。

年金は一生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族の方に支給されます。

③ 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円を基本として6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択）。

④ 税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（民間の個人年金の場合は控除額の上限は5万円です）。

⑤ 認定農業者などの担い手の皆様は、国から保険料の補助が受けられます。

認定農業者など、一定の条件を満たす農業の担い手の方は、基本保険料（月額2万円）のうち2割から最高5割の保険料補助を受けることができます（この国庫補助額は、経営継承をした場合に自分の年金として受け取れます）。

～農業者年金についてのお問い合わせは、お近くのJAまたは札幌市農業委員会事務局まで～